

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 6 (2024) 年度第 2 回枚方市 N P O 活動応援基金支援審査会
開 催 日 時	令和 7 年(2025 年) 1 月 23 日 (木) 1 3 時 0 0 分から 1 4 時 0 8 分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4 階 第 2 委員会室
出 席 者	会 長：海老原智子委員 副会長：中嶋貴子委員 委 員：津浦啓子委員、林勇太委員、薮田雪子委員 増井隆彦委員
欠 席 者	なし
案 件 名	1. 事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について 2. その他
提出された資料等の 名 称	・審査会次第 ・資料① 枚方市 NP0 活動応援基金補助可能額（令和 6 年 12 月 31 日現在） ・資料② 枚方市 NP0 活動応援基金補助事業募集要項（案） ・資料③ 申請様式一式 ・参 考 令和 6 （2024）年度枚方市 NP0 活動応援基金支援対象団 体登録状況
決 定 事 項	募集要項や申請様式の内容について、概ね承認とするが、一部 内容に修正を要する意見を附す。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	市長公室 市民活動課

審 議 内 容

1 開 会

○ 海老原会長

定刻となりましたので、これより 令和6年度 第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは案件に入る前に、まず、委員の出席状況についてご報告願います。

○ 事務局

本日は、委員6名中6名の出席をいただいております、委員の過半数に達しておりますので、枚方市附属機関条例第5条第3項の規定により、会議が成立していることを御報告させていただきます。

次に、本審査会の公開・非公開について御説明いたします。本市では、会議の公開・非公開について、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定を定めており、第3条で審査会での会議は、特別な場合を除き、原則、公開するものとしております。

なお、審査会の会議の「公開」「非公開」の決定は、当該会議に諮って行われるものとされております。

○ 海老原会長

前回に引き続き、今回の審査会についても「公開」とすることによろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

審査会について「公開」と決定します。

○ 事務局

会議録についても、同様に同規程第7条に定められており、「公表」または「非公表」の決定も、当該会議に諮って行うものとされております。

○ 海老原会長

会議録についても「公表」とすることによろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

それでは、会議録についても「公表」と決定します。それでは、案件に入ります前に、配付資料の確認及び本日の予定について事務局から説明願います。

(配付資料の確認及び本日の予定について説明)

2 議 題

<案件（1）事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について>

○ 海老原会長

それでは、案件（1）に入らせていただきます。案件は、「事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」です。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局

では、「案件（１）事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」ご説明いたします。

それでは、令和７年度の事業補助申請に対する、枚方市ＮＰＯ活動応援基金補助可能額についてご説明します。

お手元の資料②「枚方市ＮＰＯ活動応援基金補助可能額」をご覧ください。

（１）寄附金額につきましては、令和６年１月から１２月までに本基金でお受けした寄附金額をお示ししています。

本基金への寄附金額ですが、その総額は１７５万５,００６円でありまして、寄附種別ごとの内訳及び寄附件数は、一般寄附が６８件で１３３万６円、団体希望寄附として、「すこやか地域支援協会」への寄附が３件で８万円、「ひらかた生物飼育部ＬＡＢＯ」への寄附が３件で１４万円、「関西生活文化研究会おでかけ」への寄附が１件で５万円、「えほんのお部屋ひまわり畑」への寄附が１件で１万円、「ハーモニークラブ」への寄附が３件で４万円、「枚方市手話通訳協会」への寄附が２件で４万円、「陽だまりの会」への寄附が１件で５万５,０００円、「ひまわり七宝」への寄附が１件で１万円でございます。

続きまして、「（２）基金残高」では、前年度からの繰越金をお示ししております。

基金残高の総額は４４９万７,７２０円ございまして、うち、一般寄附としての繰越は、基金利子を含みまして４０８万２,７２０円となっています。団体希望寄附の繰越分は、「関西生活文化研究会おでかけ」の１１万円、「枚方市手話通訳協会」の１９万円、「ひまわり七宝」の６万５,０００円、「スノック」の４万円、「すがはらひがし」の１万円でございます。なお、表中の※１に記載のとおり、「子ども食堂ファンクラブ」の令和４年１月から１２月の団体希望寄附の繰越分は、本来であれば、今回の令和７年度の補助事業まで活用できますが、こちらの団体は令和６年度の団体登録がなく、令和７年度の補助事業の申請対象団体とならないため、一般寄附への繰り入れを行い、団体希望寄附は０円となっております。また、同じく※２の「ひまわり七宝」についても、同様の理由で、令和４年１月から１２月の団体希望寄附の繰越分１万円を一般寄附へ繰り入れたため、令和５年中に寄附があった６万５,０００円のみを団体希望寄附として計上しております。

つづきまして、（３）の補助可能額ですが、（１）の令和６年１月から１２月の寄附金額と、（２）の前年からの繰越額の合計額となりまして、補助可能額の総額としては、千円未満を切り捨てした、６２５万２,０００円となっています。そのうち、一般寄附が千円未満を切り捨てした５４１万２,０００円、団体希望寄附につきましては、「すこやか地域支援協会」が８万円、「ひらかた生物飼育部ＬＡＢＯ」が１４万円、「関西生活文化研究会おでかけ」が１６万円、「えほんのお部屋ひまわり畑」が１万円、「ハーモニークラブ」が４万円、「枚方市手話通訳協会」が２３万円、「陽だまりの会」が５万５,０００円、「ひまわり七宝」が７万５,０００円、「スノック」が４万円、「すがはらひがし」が１万円です。

「枚方市ＮＰＯ活動応援基金補助可能額」について、事務局からの説明は以上です。

○ 海老原会長

それでは、事務局から説明のありました、資料①「枚方市ＮＰＯ活動応援基金補助

可能額」について、何かご意見などはございますでしょうか。（３）の補助可能額のうち、今回は登録団体が７団体しかないので、それ以外の団体の団体希望寄附は次年度以降に繰り越されるということですね。ご質問、ご意見などはございませんでしょうか。

○ 各委員

質問・意見等なし

○ 海老原会長

それでは、続いて説明をお願いします。

○ 事務局

それでは、続きまして「枚方市ＮＰＯ活動応援基金補助事業募集要項（案）」の説明をいたします。お手元の資料②「枚方市ＮＰＯ活動応援基金補助事業募集要項（案）」を御覧ください。

前年度の募集要項から内容の変更を提案する部分につきましては、変更部分に着色をしています。

なお、令和４年度の審査会にて、本補助金の制度について、一般寄附を活用する場合の、同じ団体が行う同一事業に対する補助申請回数を３回までとし、申請回数ごとに補助率を変更するなどの見直しを行っており、制度見直しから３年目となる本年度の募集要項については、前年度の内容を踏襲し、制度内容の変更は行わない形で募集要項の事務局案を作成しております。

それでは、少し長くなりますが、募集要項全体の説明をさせていただきます。

では、資料②募集要項の１ページ目の上段をご覧ください。

補助の申請受付期間ですが、令和７年２月３日（月）から２５日（火）までの３週間程度を予定しております。

次に、「１.対象団体（応募資格）」は、枚方市ＮＰＯ活動応援基金支援対象団体登録要綱に基づき、あらかじめ支援対象団体として登録されたＮＰＯ法人としています。

次に、「２.補助対象事業」についてですが、「枚方市内を中心に行う特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動に係る事業で、要件をすべて満たす事業」を補助対象事業としています。

具体的な要件は、①主たる効果が枚方市内で生じる公益的な事業、または、主に枚方市民を対象とした事業であること、②補助金の交付を受けようとする年度内に実施及び完了する事業であること、③特定の個人または団体の利益となる事業でないこと、④営利活動、政治活動、選挙活動または宗教活動を目的とした事業でないこと、⑤枚方市及びその関係機関から他の補助等を受けている、または、受けることが決定している事業でないこと、⑥介護保険等の公的制度による給付の対象となる事業でないこと、⑦登録団体内の親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと、の７つを要件としています。

２ページ目にお進みください。

「３.補助対象経費」についてです。補助金の交付の対象となる補助対象経費は、前ページ「２.補助対象事業」の実施に直接必要な経費とし、下表に参考として示しております内容のとおりです。団体の運営に係る経常的な経費及び団体の構成員の会合に係る経費、補助対象と認められた事業実施期間外の支出経費、飲食費、関連団体への委託

等に係る費用、団体の構成員へ支出を行う経費については、対象としていません。また、備品購入費については、あらかじめ上限額を設けてはいませんが、事業審査において妥当性を審査することとしています。

団体の運営に係る経常的な経費とは、家賃、修繕料、光熱水費、インターネット接続料、電話回線使用料、団体内部で使用する備品・文具類・書籍の購入等や、法人の経常的な運営に係る人件費を指しています。ただし、対象事業実施に係る人件費については対象としています。なお、事業実施期間外に支出された経費のうち、事業実施期間内に当該事業を実施するに当たり必要な経費かつ前払いが必須等の事情により事業実施期間外に支出された会場費用等については、対象経費とします。

3 ページ目にお進みください。

「4. 補助内容」についてですが、前年度の募集要項の内容を踏襲し記載しております。最初に、寄附積立額の範囲内において補助対象事業費を補助し、補助金の交付申請ができるのは、1 団体 1 事業とします。さらに、令和 5 年度以降に補助金の交付があった事業については、同じ団体が行う同一事業において、補助金交付回数が 3 回に到達するまでは、一般寄附を活用した補助金の交付申請が可能とします。

つまり、同じ団体が行う同一事業につき、一般寄附の活用は 3 回まで、団体希望寄附の活用は無制限という制度になります。

それでは、補助金交付額を説明します。

一般寄附を活用した補助金の交付額は、令和 5 年度以降の同じ団体が行う同一事業については、対象事業の補助金交付回数により異なります。1 回目は上限 30 万円とし、補助対象経費全額、2 回目は上限 30 万円とし、補助対象経費の 3/4 以内、3 回目は上限 30 万円とし、補助対象経費の 1/2 以内となります。

一方、団体希望寄附からの補助金の交付額は、補助対象経費に対する補助割合を設けず、対象団体への寄附金を上限とし、一般寄附のように補助割合は設けておりません。

また、一般寄附からの補助金と団体希望寄附からの補助金の 2 種類の寄附を合わせて補助金の交付申請をすることもできます。その場合は、団体希望寄附からの補助金の交付額に加えて、補助対象経費から団体希望寄附からの補助金の交付額を除いた額に対する一般寄附を活用した補助金の交付額を申請することができます。

補助金交付額については、寄附積立額の状況や事業の内容等を勘案して、審査会における審査の結果、申請額より減額される可能性があります。

なお、団体希望寄附の残額については、翌年度に同一の団体への団体希望寄附として繰り越すものとします。ただし、繰越の限度は 2 回までとし、翌々年度においても残額が生じた場合は、その次年度に一般寄附として繰り入れます。

例を挙げますと、先ほどの資料②の「枚方市 N P O 活動応援基金 補助可能額」の(1) 寄附金額の表をご覧ください。

表の一番上の「すこやか地域支援協会」を例に挙げますと、令和 6 年中に寄附があった 8 万円は令和 7 年度の補助事業の補助金に充てることができますが、同団体が令和 7 年度の補助事業の補助金を申請しなかった場合、翌年度の令和 8 年度、もしくは翌々年度の令和 9 年度まで繰り越して、補助事業の補助金として申請できるという仕組みとなっています。

以上が補助内容の説明となります。

また、先ほど資料①で説明いたしました寄附積立額についても、この部分に記載しています。

4 ページ目にお進みください。

「5. 応募方法」についてですが、申請に必要な提出書類の提示や、受付期間を再度、掲載しております。

①の「提出書類」についてですが、定期監査での指摘事項について、前回の審査会において委員の皆様からいただきましたご意見などを踏まえて、掲載内容等を若干変更しております。

具体的な変更内容としては、前年度までの募集要項では、提出が必要なものとして、(a)～(d)の書類、提出が任意なものとして(e)の書類、再提出が不要なもの（ただし市民活動課へ提出済の場合に限る）として(f)～(i)の書類と、それぞれ項目を分けて掲載していました。(f)～(i)の書類については、申請書類としては必要であるが、既に市民活動課へ提出済であれば、補助金申請時には省略できるというものですが、提出が必須のものと分けて記載すると見落とされる恐れもあることから、今回は「提出書類」としてまとめて記載しております。

また、(f)～(i)の書類について、前年度までは「前事業年度の事業報告書」「前事業年度の活動計算書」などと記載していたものを、「直近の事業年度の事業報告書」「直近の事業年度の活動計算書」と文言を変更し、その説明を2つ目の※印に記載しております。

こちらについては、定期監査で指摘がありました補助金申請団体の事業報告書の提出確認について、前回の審査会にて委員の皆様からいただきましたご意見をもとに文言を変更したもので、事業年度終了後、ただちに事業報告書の提出を求めるということではなく、提出期間として定められている3か月の期間を過ぎたものについて未提出であれば、今回の補助申請時に提出が必要であるということを示すため、表記のとおり文言を修正し、説明を加えたものです。

あわせて、補助金の交付が決定した法人については、交付決定時や中間報告時、督促発送時などにも適宜提出状況を確認し、未提出の法人には提出を促していくこととします。

また、前回の審査会にて、増井委員より、法人の信用性を高めるための資料として、税関係の書類をあわせて提出を求めているかどうかとご提案いただきました点につきましては、法人市民税等の税が非課税となっている法人もあることから、提出の必要性について、引き続き検討が必要であると考えております。

5 ページ目にお進みください。

「6. 補助対象事業の選考審査について」は、3月24日(月)に予定している審査会におけるプレゼンテーションの進め方や、その時間配分についての説明をしています。

6 ページにお進みください。

このページには補助事業選定にかかる審査基準について掲載しています。具体的には、Ⅰ公益性、Ⅱ実現可能性、Ⅲ自律性、Ⅳ発展性、Ⅴ情報発信性の5項目における

13 の具体的項目について、それぞれの配点の範囲で採点し、その合計点により審査し、採点の上位の団体から補助対象として、その補助対象の補助金累計額が寄附積立額を超えない範囲で補助する旨を記載しています。

7 ページにお進みください。

こちらでは「7. 補助に関する手続き等の流れ」を示しています。大まかな流れといたしましては、補助事業の募集を本年度でしたら2月 25 日まで行い、事業の審査を3月 24 日に開催予定の審査会にて行います。その後、補助事業・補助額の決定を5月上旬に実施し、事業実施途中の9月に中間報告の提出を団体から求め、事業完了後の3月末日までに事業実績報告の受付を行います。

また、最後に、補助金の交付を受けた団体が、市民や寄附者に事業の報告を行うための動画作成の御協力について記載しています。

8 ページにお進みください。

「8. 補助金の交付決定のあった事業の実施について」では、交付決定後の手続きについて、記載をしています。補助金については事業が完了し、実施報告の提出後に、その事業の決算額に応じて補助金を交付する完了払いを基本としています。ただし、事業運営の資金計画等に基づき、特に必要な団体については、概算払いについても対応することとしています。

そのほか、事業実施にかかる報告書類の提出や事業変更等が発生した場合の補助金の取扱いなどの注意事項について記載しています。

以上が、資料②「枚方市NPO活動応援基金補助事業募集要項（案）」についての説明です。

また、資料③として、申請に必要な書類一式として、様式3 交付申請書、様式4 事業計画書、様式5 事業収支予算書をお示しさせていただいております。

以上が、案件（1）「事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」の説明です。

☐ 海老原会長

ありがとうございます。資料③の交付申請に必要な書類一式については特に前年度から変更はないということですね。

☐ 事務局

はい。

☐ 海老原会長

それでは、特に大きな変更はないということですが、委員の皆様からは何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

☐ 薮田委員

資料②の募集要項1 ページ目の申請受付期間の部分に25 日 17 時 30 分厳守と記載されていますが、もし申請書類を直接持参していただくことにしているのであれば、郵送必着や必ず持参、あるいは窓口持参等と申請書類の提出方法を記載しておいたほうが親切なのではないかと思います。

☐ 事務局

市民活動課窓口まで申請書類を提出いただくことになっていますので、この部分に直

接持参などの文言を追記して、申請書類の提出方法を明示したいと思います。

○ 海老原会長

以前から郵送等ではなく直接持参ということになっているのですね。

○ 事務局

はい。

○ 海老原会長

では藪田委員の御意見を踏まえまして、追記していただきたいと思います。

○ 事務局

わかりました。

○ 海老原会長

ほかに何かございますでしょうか。

○ 増井委員

資料②の募集要項の4ページ目の①提出書類の部分で、(e)その他参考となる資料を20部提出するようにと記載があります。資料20部というのは枚数としてはかなり多いように感じるのですが、毎年この枚数を提出してもらっているのでしょうか。

○ 事務局

委員の皆様や傍聴者の資料なども含めた数として20部提出していただいています。

○ 増井委員

毎回20部提出していただいているのですか。

○ 事務局

はい。

○ 増井委員

20部はかなり多いように感じます。コピーをするとなるとけっこうな枚数になると思ったのですが、必要枚数ということであれば仕方がないのかもしれないですね。

○ 事務局

事務局で把握している範囲では、(e)のその他参考となる資料は、ほとんどの団体が提出されていません。まれに団体で作成しているパンフレットなどを提出される団体もありますが、事例としてはさほどありません。

○ 増井委員

わかりました。

○ 海老原会長

ありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか。

○ 中嶋委員

今後の検討ということになるかもしれませんが、資料②の募集要項の7ページ目の補助に関する手続き等の流れについての事業実績報告の受付についてですが、補助対象事業としては3月31日までの事業が対象になりますが、実績報告書は3月末までに提出することになっています。今回示された基金残高等を見てわかるように、この基金は、積み立て額が毎年増えてきているので、それをどのように活用していくのかということが課題になってきていると思います。この補助制度は、まず前年度に団体登録をして、

その上で2月に補助事業の申請をして、補助金の交付が決定するのは5月上旬ということになっています。補助金の交付が決定されれば事業を実施できますが、不交付ということになれば事業を縮小するか、もしくは別のところから資金を調達するしかなく、団体にとってはハードルの高い制度になっています。さらに3月中に実績報告書を提出するとなると、3月の月上旬もしくは2月中に事業を終了しなければ3月末までに実績報告書を提出するのは困難であると思います。加えて、この時期は決算とも重なる団体も多いと思います。今後どうすれば団体が申請しやすいのかということを考えると、もし、市の事務スケジュール的に支障がないということであれば、実績報告書は4月以降の提出でも問題はないのではないかと思います。市としては3月中に提出していただく必要はあるのですか。

○ 薮田委員

「その内容を審査し、補助金を確定します。」と記載されていることからすると、おそらく精算が必要だからという理由なのではないでしょうか。

○ 中嶋委員

年度中に実績報告書を提出していただかなければ、市での審査ができないということでしょうか。

○ 事務局

3月末を提出期限としている理由としては、市としては年度単位の予算から補助金を交付することとなっていることから、年度末までに補助金の精算をする必要があるため、遅くとも3月31日までに実績報告書を提出していただいているということになります。実際には、3月末のぎりぎりまで事業を実施されている団体はなく、実績報告書についても3月末もしくはそれまでに提出していただいています。

しかし、今後補助金を申請される団体の中には、3月末ぎりぎりまで補助事業を実施される団体も出てくる可能性がありますので、そのような団体については、事務局としても柔軟に対応させていただきたいと思います。ただし、そのような場合でも書類の提出日としては遅くとも3月31日付ということにはなります。

加えて市の会計では、4月と5月の2か月間が前年度の会計処理ができる出納整理期間となっています。そのため、精算処理を4月に実施し5月中に補助金を支払うということはできますので、3月末まで補助事業を実施される団体などについては、事業の進捗状況に応じて対応することは可能です。

○ 中嶋委員

それでは、例えば3月31日の5時やあるいは正午など、事務局の都合に応じて提出締切を指定してもよいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○ 事務局

柔軟な対応ということを考えると、あえて提出締切時間までは明記しなくてもよいのではないかと考えます。

○ 中嶋委員

日付についても31日と記載しないほうがよいということですね。

○ 事務局

受理は3月31日付とさせていただきますが、法人の事業の進捗状況等に応じて柔軟に対応させていただければと思っております。

○ 中嶋委員

わかりました。

○ 海老原会長

ほかに何かございませんでしょうか。

○ 藪田委員

ハードルを下げるという観点から質問いたしますが、補助金の概算払いを希望されている法人はどれくらいの割合なのでしょう。

○ 事務局

年度によってばらつきがありますが、例えば令和6年度であれば3団体のうち1団体が概算払いを希望され、あとの2団体は完了払いとなっています。

○ 藪田委員

申請団体からすると、後払いになると誰かが資金を立て替えなければならないこととなります。よほど潤沢な資金が団体にあればよいですが、そのような団体はこのような補助金を申請しないような気もします。市として後払いの方針であるというのもよく理解できますので難しいところだとは思いますが、ただ、この募集要項を読んだときに概算払いというのがどのようなものかということを法人があまり理解できないという可能性もあるのかなと思いました。

○ 事務局

補助金の交付が決定した団体につきましては、交付決定通知の送付時に概算払いについてもご案内しているため、完了払い基本とするとしながらも、実際には状況に応じて支払い方法を選んでいただける状況にあるのではないかと考えています。

○ 藪田委員

それでは既に補助金を申請して交付が決定している団体に対して説明しているだけです。ハードル下げることにはなっていないですね。事業費を立て替えられないと考えている団体に向けて説明しなければ、申請団体は増えないのではないのでしょうか。

○ 海老原会長

募集する段階でもう少し概算払いについて周知できるのであればしたほうがよいということですね。

○ 藪田委員

市でそのような対応が難しいというのであれば無理にとは言いません。

○ 事務局

8ページ目の②の支払いに関する部分の記述については、検討いたします。

○ 中嶋委員

ただ今議論となっていた補助金の支払い方法についても条例等にどのように記載されているかによりますが、条例等を改正するとなれば非常に時間もかかり、内容の検討も必要であると思います。しかしこの制度上の大きな課題として、やはり先ほど藪田委員がおっしゃったように、本制度は事業規模が小さい団体であっても補助

金を活用して、団体を成長させていただきたいという趣旨のものでありながら、その一方で前年度に団体登録を済ませなければならず、さらには事前払いや部分払いがなく原資が確保できない中で事業を4月から開始しなければならないというものになっています。そのため、毎年補助金を申請されている団体や今年度団体登録をされた団体を見ても一定の活動規模があるか資金調達を頑張っている、あるいはそのスキルがある団体が多いように見受けられます。この基金はふるさと納税を活用しているため事前の団体申請が必要であるということは理解ができますが、NPO法人を育てたいというのがこの制度の本来の趣旨ですので、もし今後、制度の改正を検討できるのであれば、事前登録の時期などを同年度に変更するとか、支払いについても例えば先に10万円支払いできるなど、もう少し柔軟な対応ができるようになれば、特に小規模の団体においては団体登録がしやすくなるのではないかと思います。補助金の申請はしなくても団体登録だけするということもできますので、登録だけでもしてくださいとか、現在登録期間中ですというのを一斉に団体に配信をしていただいたり、登録の案内の段階で今議論になりました概算払いの説明などもしていただいたり、例年作成している補助事業終了後の各団体の事業報告書なども添付していただいた上で、興味を持っていただいた団体に対して制度の理解をしていただいたり、説明会に参加していただくという流れにすると、さらにこの基金が使いやすくなるのではないのでしょうか。補助可能額が一般寄附と団体希望寄附と合わせて600万円以上に膨らんできているので、今後これをどう活用するのかということも踏まえて、今後検討できたらいいのではないかと思います。これは次年度以降に向けての提案ということで、また御検討いただければと思います。

○ 事務局

わかりました。

○ 海老原会長

ありがとうございます。団体登録についてももう少しアピールや宣伝をしていくということですね。ほかに御意見等ございませんでしょうか。

それでは、私からお伺いしますが、5ページ目にプレゼンテーションでパワーポイント等を用いた説明を行う場合は事前に3月3日までにデータを送付してくださいと記載されていますが、今回の募集要項によると、事業の申請締め切りが2月25日で、1週間後の3月3日までにプレゼンテーションのデータを送付することとなっていますので、申請書の締め切り日からプレゼンテーションのデータの提出まで1週間程度しかないことになります。例年パワーポイントを使用してプレゼンテーションをする団体があったより少ないので、もしかしたらプレゼンデータの提出期限が早過ぎるのではないかなと思ったのですが、もう少し提出期限を遅らせることはできないのでしょうか。

○ 事務局

プレゼンテーションのデータの提出期限については調整が可能です。ただ、ぎりぎりの提出期限に設定しますと、団体より送られてきたそのデータの作動状況の確認や事務局の内容確認の作業が難しくなるので、現在設定している3月3日よりもう少し遅い3月10日ごろであれば調整が可能と考えます。

○ 海老原会長

プレゼンテーションの1週間前程度であれば可能でしょうか。

○ 事務局

団体から提出されたデータが正常に作動して使用できるかどうかの確認や場合によっては団体との事前のやり取りが発生することもありますので、そうした時間は確保したいため、3月の中旬ごろまでであれば対応できるのではないかと思います。

○ 海老原会長

もし可能であれば、変更していただいたほうがいいのではないかと思います。

○ 事務局

プレゼンテーションのデータの提出期限については、特段何か規定で定まっているということではないため、事務局で調整させていただきたいと思います。

○ 海老原会長

よろしくお願いいたします。他に何か御質問などございませんでしょうか。

申請書の様式なども添付されていますので、そちらに関する御質問等もございませんでしょうか。

○ 事務局

申請書の様式については、前年度の第2回の審査会で、委員の皆様より御意見をいただいた内容を踏まえて修正したものを今回最新版として、お手元に配らせていただいております。

○ 海老原会長

特にご質問等ございませんでしょうか。それでは、申請書の資料③の申請様式一式の最終ページの事業収支予算書チェックリストですが、これの収入の部の3の前に（B）がゼロの場合と記載されています。この（B）がゼロの場合というのは、3の文章についての説明と思われます。このように記載されていると（B）がゼロの場合ではない場合もあるのかなと思いました。

○ 事務局

その記載については削除いたします。

○ 海老原会長

この記載は抜いても別に差し支えないのでしょうか。（B）がゼロではない場合についての記載は必要ではないですか。あまり詳しく記載しすぎるとまたややこしくなりますよね。

○ 事務局

このチェックリストは、提出前の段階で団体自らチェックしていただくという意図で添付しているものになりますので、簡易的な内容のほうがよいかと考えています。最終的には、団体から提出された申請書類は事務局でもチェックしています。

○ 海老原会長

ではこの記載は削除していただくこととします。

○ 増井委員

この申請書の事業収支予算書ですが、簿記の規則によりますと、合計線は1本線で、締切線が二重線ということになっています。合計の上に二重線ってというのは、少し違和感がありますので、合計線の下を二重線にしたほうが良いと思います。

○ 海老原会長

合計の上は二重線なんですね。

○ 増井委員

合計という表の四角を引っ付けているのであれば理解できますが、この合計の上は二重線なのでしょうか。

○ 事務局

合計の上の線は二重線です。

○ 増井委員

合計の上は合計線と言って1本線で、二重線の下はもうその下にありませんという意味があり締切線や二重線と呼んでいますので、そうした意味であるということであれば、合計の下を二重線にしておいたほうが、一般的な簿記のルールに従ったフォーマットになるのかなと思います。

○ 海老原会長

そういう観点で見ると、線の太さも統一されていませんね。

○ 薮田委員

小計の上の線を太い線で記載することはないですが、合計の上の二重線はついこのように記載してしまうこともありますね。

○ 増井委員

簿記では、合計線や二重線、締切線など、線の種類にはそれぞれ意味があります。

○ 薮田委員

そうすると簿記で定められているものとこの事業収支予算書は別の考えに基づいているということですね。

○ 増井委員

そういうことであれば理解できます。

○ 薮田委員

事業収支予算書の表の線は全部普通の線にするのはいかがでしょうか。

○ 増井委員

一般的なフォーマットや日商の簿記検定などでは、合計の下は二重線となっていますので、非常に違和感がありますね。

○ 事務局

様式の体裁については今回の募集要項の送付時には変更ができると思います。

○ 中嶋委員

記入する団体にとってどのようなフォーマットであれば分かりやすいかということと、あとはフォーマットの中できちんと小計や合計を出してくださいということが強調できればいいですね。例えば枠全体を太線にするというのはどうですか。

○ 増井委員

二重線というのは意味がありますので、やはり合計の下を二重線にしたほうが良いと思います。経理を担当されている人でしたら、合計の下はやはり二重線のほうがわかりやすいと思います。

○ 中嶋委員

市で公開されているNPO法人の計算書等のフォーマットも内閣府のものに沿っていただければ通常の会計の規則に従っているはずですので、二重線になっていると思われます。今ご指摘のとおり、会計に詳しい方であれば少し違和感があるかもしれませんが、今回はその知識を要しない方も書きやすく確認しやすいということで、全部太線にするのはいかがでしょうか。

○ 増井委員

二重線は終わりましたという意味になりますので、例えばこの合計の数字の下だけでも二重線にするということでもいいかもしれません。

○ 中嶋委員

やはり合計の下が二重線のほうがよろしいでしょうか。

○ 増井委員

そのほうがきれいだと思います。

○ 中嶋委員

では合計の下を二重線にして、上を太線にするのはどうでしょうか。

○ 増井委員

それであればわかりやすいと思います。合計の下が二重線であれば経理を担当している人であればすぐに理解できます。

○ 事務局

委員の皆様のご意見を踏まえて予算書の様式を修正いたします。

○ 中嶋委員

細かい部分にはなりますが、収入の部の合計の(C)が合計の下に記載されていますね。

○ 事務局

そちらも合わせて修正いたします。

○ 海老原会長

小計という文字も少しずれているところがありますね。

○ 藪田委員

エクセルで作成されているのであれば、修正できるのではないのでしょうか。

○ 海老原会長

資料①の補助可能額の表も合計の上が二重線になっていますので、体裁を合わせるといことであれば、こちらも修正されたほうが良いと思います。

○ 事務局

資料①については、次年度の審査資料の作成時に対応いたします。

○ 中嶋委員

事業収支予算書の記載例も同様に修正をお願いします。

○ 海老原会長

ありがとうございます。ほかにはございませんでしょうか。

○ 林委員

資料2の8ページの④ですが、事業完了日から30日までに請求書を提出していただいと記載されていますが、事業実施期間が年度末3月末までの場合はどうなりますか。

○ 薮田委員

例えば事業が10月30日に終了した場合は11月30日までが提出期間となり、事業実施期間が3月末までの場合は、3月末日までに提出するということですよね。

○ 事務局

いずれか早い日までということになりますので、事業が11月や12月で終了した場合は、3月末日が提出期限ではなく、事業終了日から30日以内に提出するということになります。3月まで事業される団体につきましては、例えば3月10日に事業が終了したため4月10日が提出期限になるということではなく、3月末日が提出期限となります。

○ 海老原会長

「または」と記載されているので、どちらでもいいようにも取れますが、そうではないということですね。

○ 薮田委員

どのように記載すればわかりやすいのでしょうか。

○ 海老原会長

事業完了の日から30日以内または事業実施年度の3月末日のいずれか早い日まで、などという記載になりますでしょうか。

○ 事務局

市で定める枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付要領では、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金交付を受けた年度の3月末日までのいずれか早い方に提出しなければならないこととすると記載されていますので、今回提示しました募集要項(案)の内容が少し説明不足になっているように思います。

○ 海老原会長

その文言に修正することは可能でしょうか。

○ 事務局

要領に文言を合わせることにします。

○ 事務局

3月31日まで事業を実施した場合どのように対応するのかという点に関しては柔軟に対応できればと考えております。

○ 林委員

個々に対応していくことにはなと思いますが、具体的な内容を記載できるのであれば団体にとってはよりわかりやすいのではないかと思います。

○ 海老原会長

ありがとうございました。ほかに何かございませんでしょうか。

○ 林委員

とても細かいところにはなりますが、資料①の(1)や(3)の表には一般寄附に①、団体希望寄附に②と番号が附番されていますが、(2)の表には①②の番号が附番されていません。

○ 海老原会長

資料①の(2)基金残高の表ですね。

○ 林委員

①②の番号が必要かどうかというところもあります。

○ 事務局

検討して次年度の資料でお示しいたします。

○ 海老原会長

ほかは何かございませんでしょうか。

○ 増井委員

同じく資料①についてですが、(1)から(3)までのそれぞれの表の金額に単位が記載されていません。通常は表の右上に(単位:円)や(単位:千円)などと記載されていて、その単位を確認するのですが、この表では右上には合計金額の記載はありますが、単位の記載がありません。

○ 薮田委員

私もその単位は必要だと思います。

○ 海老原会長

(1)の表であれば右上に寄附金額合計として175万5,006円と記載されているので、この表の単位は円であると思われる、ということですね。

○ 増井委員

右上の寄付金額合計が記載されている部分には一般的には(単位:円)と記載しますよね。

○ 海老原会長

では表中の金額と記載されている部分に円と記載するのがよいでしょうか。

○ 中嶋委員

(円)と記載すれば良いでしょうか。

○ 増井委員

もしくは合計金額をもう少し左に寄せてその横に単位を入れるというのでもいいですね。例えば(1)の表のタイトルを見ると、中央が大きく空いていて端のほうに175万5,006円と記載されているので、「寄付金額(令和6年1月から12月まで)」から1文字空けて175万5,006円と寄附合計額を記載して、今寄附合計額を記載している部分には小さく(円)と記載すれば、わかりやすいと思います。

○ 中嶋委員

この資料①はこの会議のみで使用する資料ですね。ただ、資料の体裁を整えておくというのは確かに重要であると思います。

○ 増井委員

ありがとうございます。

○ 薮田委員

さらに細かいことになりますが、(1)の表の陽だまりの会とひまわり七宝の間の点線が、他の部分の点線の種類と異なっています。

○ 海老原会長

表の線については他にもいろいろ種類がありますね。

○ 薮田委員

線の種類を変えているのには何か理由があるのでしょうか。

○ 海老原会長

これは審査会の資料ということですのでかまいませんが、募集要項や申請書の用紙などは、一度あらためて線を確認してもらったほうが良いですね。

○ 事務局

わかりました。

○ 海老原会長

作成した時の加減で線の種類などが異なってしまったのでしょうか。

○ 事務局

それもあると思います。

○ 林委員

事業計画書も項目によって、点線や実線が混じっていますね。

○ 増井委員

これは申請書ですので、線の種類は統一しておいたほうがいいですね。

○ 事務局

それぞれ資料の表の体裁については、再度確認し体裁を整えたいと思います。

○ 中嶋委員

事業収支予算書に戻りますが、おそらく支出の部の予算額の円の括弧は全角の括弧になっていますが、一方で収入の部の予算額の括弧は半角になっています。また、収入の部の内容説明に記載されている補助金交付申請額(一般寄附)と補助金交付申請額(団体希望寄附)は、文字が下揃えになっていると思われます。文字の全角半角を揃えたうえで、一斉に中央揃えにすれば体裁を統一できると思います。この申請様式の電子フォーマットは団体に配付しているのですか。

○ 事務局

お渡ししています。

○ 中嶋委員

そういうことであれば、その電子フォーマットを使用して団体は申請書類を作成されますので、フォーマットが整っていなければ事務局でのチェックがしにくくなるかもしれません。

○ 事務局

わかりました。

○ 海老原会長

あとは特にございませんでしょうか。

それでは、(1)「事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」の案件を終了いたします。

申請様式の細かな点の修正についてのまとめは省略いたしますが、大きな部分の修正としては、申請書類の提出方法等についてもう少し詳細に記載すること、概算払いが可能であることをもう少し強調すること、プレゼンテーションで使用するパワーポイント等のデータの提出期限を延長することであったと思います。

それでは、（１）の事業補助方針及び補助事業募集要項の検討についてはこれで終了します。（２）「その他」について、事務局から何か報告事項等がありますか。

<案件（２）その他>

○ 事務局

第３回審査会の開催は、既にお知らせしておりますとおり、令和７年３月２４日（月）午後１時３０分頃から開催予定で、会場については後日送付いたします開催通知にてご案内いたします。

第３回審査会につきましては、応募のあった補助事業の審査を対面形式で実施するものです。所要時間は、申請団体数にもよりますが、午後８時頃までかかる場合も考えられます。年度末のお忙しい時期とは存じますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

○ 海老原会長

それでは、これもちまして令和６年度第２回枚方市ＮＰＯ活動応援基金支援審査会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。